

群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会教養教育部会科目委員会要項

平成 23. 4. 1 制定

改正 平成 25. 4. 1

平成 28. 7. 1

平成 29. 4. 1

令和 2. 9. 28

(趣 旨)

第 1 この要項は，群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会教養教育部会運営内規第 6 条第 2 項の規定に基づき，教養教育部会科目委員会（以下「科目委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第 2 教養教育部会に，教養教育に関する科目ごとの具体的な事項を検討させるため，次の各号に掲げる科目委員会を置く。

- (1) 学びのリテラシー委員会
- (2) 総合科目委員会
- (3) データ・サイエンス委員会
- (4) スポーツ・健康委員会
- (5) 人文・社会科学委員会
- (6) 自然科学委員会

(組 織)

第 3 各科目委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部等から選出された教員 各 1 人
- (2) 教養教育授業科目又は関連分野の科目を担当する教員のうちからセンター長が指名する教員 若干人

2 委員の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 科目委員会に委員長を置き，委員の互選により定める。

- 2 委員長は，科目委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(事 務)

第 5 科目委員会の事務は，学務部教務課において処理する。

(要項の改廃)

第 6 この要項の改廃は，群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会の議を経て，センター長が行う。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 9 月 28 日から施行する。